

海岸堤防等にかかる災害復旧の基本的な考え方(案)

資料-6

岩手県、宮城県、福島県内の海岸堤防 約300kmのうち約190kmが全壊、半壊(航空写真等からの判読によるもの)

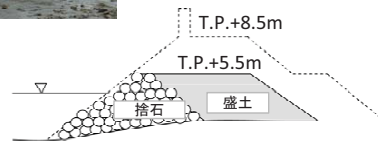


かねはま ①金浜海岸(岩手県)

現地写真



復旧断面(イメージ)



○実施方針

- ・居住可能な家屋が残っている集落や重要施設が背後に存する区間など優先度の高い区間より対策を実施

<緊急防御>

海面からの縁切り

- 出水期まで:大型土のう等により高潮位までの締切を実施
- 台風期まで:現地発生材等を活用して補強

<段階施工>

- 本復旧に先立ち、高潮、波浪による被害から背後地を防護
- 台風期明け:近年発生した高波浪を防御する高さの暫定堤防を整備

<本復旧>

- 被災地のまちづくり計画との調整を図った上で、防護レベルを設定し本復旧を実施

※実施にあたっては、上記実施方針をふまえ、実施箇所・断面について関係機関と調整の上、地域の実情に応じ各海岸毎に決定。

ながはま ②長浜海岸(宮城県)

被災状況



応急工事実施状況



ながさき ④永崎海岸(福島県)

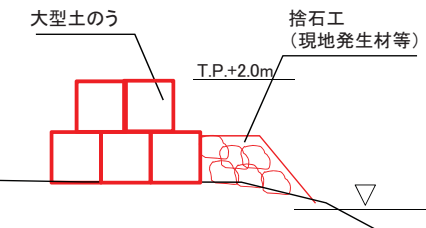


せんだいわんなんぶ ③仙台湾南部海岸(宮城県)

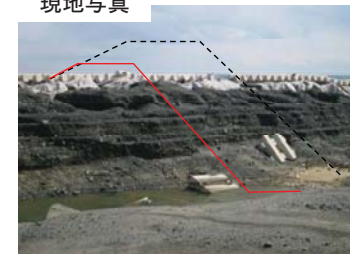
現地写真



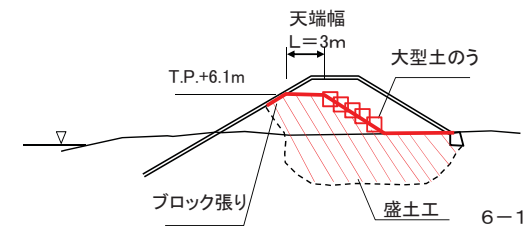
復旧断面1(イメージ)



現地写真



復旧断面2(イメージ)



壊滅的な被害を受けた海岸堤防等にかかる災害復旧の基本的な考え方(案)

H23. 4. 18

海岸省庁 (農振局, 水産庁, 河川局, 港湾局)

東北地方太平洋沖地震により、海岸堤防の全半壊や地盤沈下に伴う長期に及ぶ浸水が広範囲に発生したことに鑑み、以下に海岸堤防等にかかる災害復旧の基本的な考え方を示す。

- ✓ 台風期(応急的な盛土等は出水期)までに、高潮の浸入防止、内陸部の排水対策の促進のため、決壊箇所の緊急防御対策を実施。
- ✓ これと並行して今回の津波外力を評価したうえで、地域の実情に応じてまちづくりとも連携した本復旧に順次着手。
- ✓ なお、本復旧方針の決定までには時間を要することから、緊急防御に加え、被災前の堤防と同等の機能復旧を行う等の段階的な対策を講じることも検討。
- ✓ 各段階における対策の実施箇所や具体的な内容等は、各県単位で設置される現地調整会議(仮称)等において、国、県、市町村、関係機関(農業、河川、漁港、港湾、下水等)が調整の上決定する。また、これにより各所管間及び県・市町村管理区間と直轄施行区間との整合を図る。

1. 緊急防御(海面からの縁切り)

○基本的な実施方針

- 出水期までに盛土等により高潮位までの締切を実施する。
(締め切る高さは、過去に記録した高潮位を勘案の上、背後地の状況や河川堤防との連続性等を考慮して決定。)
- さらに、台風期まで(8月中を目途)に現地発生材等を活用して補強を行う。

○実施箇所(防護対象)の選定

- 被災した堤防延長は膨大であることから、優先度の高い区間より対策を実施。対策を実施すべき区間の具体的な抽出は、国、県、市町村、関係機関(農業、河川、漁港、港湾、下水等)との調整により決定。
- 優先度の判断材料としては以下のものが例示される。
 - ・ 居住可能な家屋が残っている集落
 - ・ 地域生活の復旧・復興のために不可欠な公共施設・ライフラインが浸水エリアに存する区間
 - ・ 締切工事を実施しないと海水の排水に障害となり、捜索活動やガレキ処分、救援物資の受け入れの妨げとなる区間

○浸水エリアの選定

潮位の上昇により浸水のおそれのある区域とする。ただし、地盤沈下が発生していることから、これを考慮する必要がある。

○対策工法(例)

- ▶ 現位置の復旧が可能な箇所(部分決壊):岩ズリ盛土をブロックで被覆
- ▶ 現位置の復旧が困難な箇所(全面決壊):陸上部に土のう積み
- ▶ なお、対策工法は、その効果を現地で確認しつつ向上を図る。

2. 段階施工(越波対策)

○基本的な実施方針

- ▶ 本復旧に先立ち、高潮、波浪による被害から背後地を防護することを目的とする。(今次の津波への対応は、本復旧の段階で検討する。)
- ▶ 堤防の高さは、近年で被害の大きかった波浪から防御する高さとする(例えば、1/10程度)。

○実施箇所(防護対象)の選定

- ▶ 優先度の判断材料としては以下のものが例示される。
 - ・ 居住可能な家屋が残っている集落
 - ・ 地域生活の復旧・復興のために不可欠な公共施設・ラインが浸水エリアに存する区間
 - ・ 農地等としての利用が見込まれる区間
- ▶ 上記以外の区間は、緊急防御レベルのままとする。

○浸水エリアの選定

- ▶ 高潮、波浪により浸水のおそれのある区域とする。ただし、ここでも地盤沈下が生じていることを考慮する必要がある。

○対策工法(例)

- ▶ 表法はコンクリートで被覆する。
- ▶ 裏法、天端はブロックを用いた簡易な工法とする。
- ▶ 裏法尻は洗掘防止のための補強措置を講ずる。

※なお、堤防の段階施工は、本復旧の堤防設置位置で行う。この際、被災前の位置が基本となるが、堤防の被災状況や地形変化等によって変更もあり得る。

3. 本復旧

被災地のまちづくり計画との調整を図ったうえで、防護レベルを設定して実施。